

訴状の紹介

訴状は、この裁判を呼びかけた私たちの要求を、具体化したものです。今日の報告集会で、弁護団から説明します。

裁判の提起は、訴状を裁判所に提出することによってなされます。訴状への記載が要求されるのは、当事者（訴訟当事者）の表示、「請求の趣旨」「請求の原因」です。ここでは、「請求の趣旨」と「請求の原因」部分の目次を掲載します。

「請求の趣旨」とは、訴えの結論として何を求めるかを簡潔に表示するものであり、勝訴判決の主文に照応するものです。

後日、原告の皆さんには、全文を冊子にして配布する予定です。

【請求の趣旨】

1 被告は、自ら又はアメリカ合衆国軍隊をして、別紙原告目録①記載の原告らのために、

(1) 横田飛行場において、毎日午後7時から翌日午前8時までの間、一切の航空機を離着陸させてはならず、かつ、一切の航空機のエンジンを作動させてはならない。

(2) 横田飛行場の使用により、別紙原告目録①記載の原告らの居住地内にLden45dBを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない。

2 被告は、アメリカ合衆国軍隊をして、別紙原告目録①記載の原告らの居住地の上空において、航空機による旋回、低空飛行、急上昇、急降下、人員降下及び物資投下の訓練をさせてはならない。

3 被告は、アメリカ合衆国軍隊をして、別紙原告目録①記載の原告らのために、横田飛行場において、CV-22 オスプレイによるホバリング、低空飛行、離発着の訓練をさせてはならない。

4 被告は、アメリカ合衆国軍隊をして、別紙原告目録①記載の原告らの居住地の上空において、

(1) 離着陸又は計器侵入の場合を除き、ジェット機については平均海面上2000フィート（609.6メートル）、ジェット機を除く航空機については平均海面上1500フィート（457.2メートル）より低い高度で飛行させてはならない。

(2) 離着陸の場合を除き、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルより低い高度で航空機を飛行させてはならない。

(3) CV-22 オスプレイを垂直離着陸モード及び転換モードで飛行させてはならない。

5 被告は、別紙原告目録② No.1～No.143記載の原告ら各自に対し、85万4066円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

6 被告は、別紙原告目録② No.144～No.244記載の原告ら各自に対し、82万8000円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

7 被告は、別紙原告目録②記載の原告ら各自に対し、令和4年11月10日から請求の趣旨第1項記載の各行為がなくなるまでの間、毎月末日限り1か月あたり2万3000円及びこれに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

8 被告は、別紙原告目録②記載の原告ら各自に対し、10万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

9 訴訟費用は被告の負担とする。

10 仮執行宣言

【請求の原因（目次）】

- 第1 本件訴訟の意義
- 第2 当事者
 - 1 原告
 - 2 被告
- 第3 前提事項
 - 1 はじめに
 - 2 米軍に関連する諸規程
 - (1) 日米安全保障条約
 - (2) 日米地位協定
 - (3) 日米合同委員会合意
 - (4) 特別法
 - 3 騒音の評価方法と諸規程
 - (1) 一般騒音の評価
 - (2) 航空機騒音の評価
 - (3) 航空機騒音に係る環境基準
 - (4) WHO ガイドライン
 - (5) 住宅防音工事助成対象区域と騒音コン
ター
- 第4 横田基地の概要
 - 1 横田基地の地理的状况
 - 2 横田基地の沿革
 - 3 横田基地の現状
 - (1) 横田基地の米軍
 - (2) 自衛隊の使用
 - (3) オスプレイの配備
 - (4) 小括
- 第4 侵害行為
 - 1 飛行による騒音（運航騒音）
 - (1) 常駐機について
 - (2) 飛来機について
 - (3) 飛行コースについて
 - (4) 訓練について
 - (5) 自衛隊との共同訓練について
 - (6) 固定測定地点で観測されている騒音に
ついて
 - (7) 東京都の分布調査で観測されている騒
音について
 - 2 飛行以外による騒音（地上騒音）
 - 3 事故の危険
 - (1) 具体的な事故内容
 - (2) CV-22 オスプレイについて
 - 4 米軍拠点基地としての戦争等加担
 - 5 オスプレイ飛行による低周波音
 - (1) はじめに
 - (2) 低周波音について
 - (3) 低周波音被に係る基準
 - (4) オスプレイによる低周波音の測定結果
 - (5) 横田基地周辺の低周波音の測定結果
 - (6) 判決での低周波音被害の認定
 - 6 その他の侵害行為
- 第4 被害論総論
 - 1 共通損害論
 - 2 騒音による被害の諸相
 - 3 低周波音による被害
- 第5 身体的被害・健康被害
 - 1 総論
 - 2 騒音による健康被害
 - (1) はじめに
 - (2) 聴覚障害
 - (3) 身体の変調
 - (4) 睡眠妨害
 - (5) 子どもへの身体的被害
 - 3 騒音による生活妨害
 - (1) 会話妨害
 - (2) 電話聴取妨害
 - (3) 仕事・勉強等への妨害
 - (4) その他
- 第6 差止請求について
 - 1 差止請求の根拠及び必要性
 - (1) 差止請求の法的根拠
 - (2) 差止請求の必要性
 - (3) 差止等請求を認容すべきであること
 - 2 本件における差止請求の内容
 - (1) 夜間の飛行等差止請求（請求の趣旨 1(1)）
について
 - (2) 一日の騒音差止請求（請求の趣旨 1(2)）
について

- (3) 危険訓練の差止請求(請求の趣旨 2～3)について
- (4) 日米合同委員会合意違反飛行の差止請求(請求の趣旨 4 項)
- 3 自衛隊機差止めに係る行政処分論について
- 4 米軍機差止めに係る第三者行為論について
 - (1) 骨子
 - (2) 裁判を受ける権利や人格権を侵害するものであること
 - (3) 人格権に基づく妨害排除請求の相手方
 - (4) 被告が米軍の権限を制限し、活動を制約し得ること
 - (5) 小括

- 第7 被告の損害賠償責任
 - 1 損害賠償請求にかかる法的根拠
 - 2 損害額について
- 第8 将来の損害賠償請求
 - 1 はじめに
 - 2 具体的検討
 - (1) 基準
 - (2) 請求権の基礎となる事実関係・法律関係が将来も継続することが予想されること
 - (3) 請求の額が一義的明確に認定できること
 - (4) 権利の変動につき被告に請求異議の負担を課しても不当とは言えないこと
- 第9 被告の不作为に係る損害賠償請求
- 第10 結語

事前集会

- ①原告団長挨拶
- ②弁護団長挨拶
- ③来賓・支援団体挨拶
- …12時50分頃、裁判所に向かって行進

※進行は予定です。変更になる場合があります。

報告集会

- ①来賓・支援団体挨拶
- ②訴状説明(弁護団)
- ③質疑応答
- ④提訴の結果報告
- ⑤決意表明

…15時頃～記者会見(マスコミ)

交通費の支給について

(横田基地公害訴訟原告、横田・基地被害をなくす会の会員を対象)

交通費補助として、原告となくす会の会員には500円の交通費補助を出します。出席者名簿に名前を記載の際に、受付担当者がお渡ししますので、お受け取り下さい。

今後の行動について

今後の裁判については、わかった段階でNEWSでお知らせしますが、通常、第1回弁論(裁判が開かれる)は、半年後程度の期間があくと思われます。

その間、皆さんの「被害」について、メモ程度で結構ですから、記録しておかれることをお勧めします。また、写真や動画の記録でも結構です。

私たちの訴えの原点は、原告の皆さんの被害の声です。ご協力ください。

後日、証拠集めのやり方についての学習会を行う予定です。